

第百九十六回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第四号

平成三十年六月十八日(月曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 平沢 勝栄君

理事 岩屋 毅君

理事 白須賀貴樹君

理事 宮内 秀樹君

理事 安藤 高夫君

理事 大塚 拓君

理事 小島 敏文君

理事 坂本 哲志君

理事 田野瀬太道君

理事 高木 啓君

理事 辻 清人君

理事 百武 公親君

理事 本田 太郎君

理事 落合 貴之君

理事 宮川 伸君

理事 岸本 周平君

理事 山井 和則君

理事 佐藤 茂樹君

理事 塩川 鉄也君

鬼木 誠君

橋本 岳君

吉良 州司君

井野 俊郎君

神田 裕君

古賀 篤君

新谷 正義君

田畑 毅君

武村 展英君

富樫 博之君

星野 剛士君

八木 哲也君

松田 功君

山川百合子君

後藤 祐一君

太田 昌孝君

岡田 克也君

浦野 靖人君

古賀友一郎君

武見 敬三君

西田 実仁君

足立 信也君

牧山ひろえ君

荒川 敦君

同日

藤井比早之君

古川 康君

田野瀬太道君

高木 啓君

八木 哲也君

藤井比早之君

古川 康君

田所 嘉徳君

補欠選任

田野瀬太道君

高木 啓君

八木 哲也君

田所 嘉徳君

古川 康君

田所 嘉徳君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一六号)

○平沢委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

参議院より趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員足立信也君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○足立(信)参議院議員 皆さん、おはようございます。冒頭、関西地方で起きた地震によって複数名の心肺停止者が出ているということでございます。四十八時間、七十二時間というのは非常に重要な時間ですので、ぜひ救命活動に頑張っていたきたい、そのように冒頭申し上げたいと思います。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現在、参議院選挙区選挙の政見放送については、候補者が放送事業者のスタジオに出向いて録画する、いわゆるスタジオ録画方式に限られ、候補者がみずから録画する、いわゆる持込みビデオ方式によることはできないこととされております。また、参議院選挙区選挙以外の選挙においては、政見放送に手話通訳や字幕の少なくともいずれかは付与できることとなっておりますが、参議院選挙区選挙においては、いずれも付与することができない状況となっております。

このため、参議院選挙区選挙の政見放送について、持込みビデオ方式を導入し、手話通訳や字幕の付与を可能にすること等を通じて、障害等の有無にかかわらずできる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが喫緊の課題となっております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、参議院選挙区選挙の政見放送について、現行のスタジオ録画方式に加え、政見放送の品位保持の観点から一定の要件を設けた上で、持込みビデオ方式を選択できることとするものであります。これにより、選挙区間の不公平の解消にも資するものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、参議院選挙区選挙において、所属国会議員が五人以上又は直近の衆議院議員総選挙若しくは参議院議員通常選挙における得票率が百分の二以上のいずれかの要件を満たす確認団体又は推薦団体の所属候補者又は推薦候補者の政見の放送については、放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は当該候補者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならぬものとしております。

第二に、当該候補者は、政令で定める額の範囲

内で、政見の放送のための録音又は録画を無料で行うことができるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○平沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○平沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、これを許します。

塩川鉄也君。日本共産党の塩川鉄也です。

最初に、大阪など近畿地方における地震が大変心配をされるところであります。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますと同時に、政府として、災害情報の迅速な提供、また、被災者支援、災害復旧に係る機関と連携をとって取り組んでいただくことを求めるものであります。

それでは、政見放送ビデオ持込みに係る法案について質問をいたします。

現行では、政見放送の制度がある選挙は、衆議院の小選挙区、衆議院の比例、参議院の選挙区、参議院比例、都道府県知事となっており、そのうち衆議院小選挙区選挙だけが、スタジオ録画方式か持込みビデオ方式を選択できることになっております。

本案は、参院選の選挙区選挙における政見放送で、一定の要件をクリアした政党や確認団体所属、推薦の候補者に持込みビデオ方式を認めるものであります。

お尋ねしますけれども、そもそも、現行の政見

委員の異動
六月十八日
辞任

田所 嘉徳君

補欠選任

八木 哲也君

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第四号

平成三十年六月十八日

放送の主体は、衆議院の小選挙区では候補者届出政党、参議院選挙区では候補者個人となっております。本案では、なぜ主体者ではない政党等の要件を持ち出しているのでしょうか。

○古賀(友)参議院議員 お答え申し上げます。

今回の改正は、参議院選挙区選挙におきまして、障害等の有無にかかわらずできるだけ多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするためにビデオの持込みを認めようとするものであることは、先ほど足立議員の提案理由説明でも申し上げたところでございますけれども、政見放送はそのまま放送しなければならぬということとを踏まえまして、全ての候補者にビデオの持込みを認めますと品位を欠く政見放送が持ち込まれる懸念があると考えられましたために、その対策として、いわゆる政党要件という線引きを行おうとするものでございます。

候補者個人本位の参議院選挙区選挙におきましてあえて政党要件を用いることといたしますのは、衆議院小選挙区選挙における実績などを勘案いたしますと、現状におきまして品位保持を担保するための最も客観的かつ合理的な基準であると考えられるからでございます。

以上でございます。

○塩川委員 衆議院小選挙区では候補者届出政党で、参議院選挙区では候補者個人というのが選挙の主体ということについて、何で衆議院の小選挙区におけるような政党要件を持ち出すのかということについて、衆議院小選挙区における実施の事例を踏まえて言うんですけれども、それはこの件についての説明になっていないと思うんですよ。衆議院小選挙区と参議院小選挙区の場合、候補者届出政党だけでなく政見放送は認められていないわけで、候補者個人は行えないわけです。

そういうのを引っ張ってるところがおちよつと、参議院の選挙区における候補者個人における選挙という性格との関係でこれは適当なのかと率直に思うんですが、改めていかがで

すか。

○古賀(友)参議院議員 お答え申し上げます。

確かに、参議院選挙区選挙は候補者個人本位の選挙であるということは、これはそのとおりでございます。まして、しかし、他方で、今申し上げたとおり、品位保持をいかに担保するか、こういう課題があるというわけでございまして、そのための解決方策として、今現状、最も合理的、客観的と考えられるその要件として政党要件があるわけでございまして、それを用いましてその解決方策にしようとする趣旨でございまして、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○塩川委員 選挙運動の主体の設定が違ふんですから、そのまま持ち込むという話ではないのではないのか、やはり候補者個人、そういった選挙の主体の性格に見合った制度設計ということが求められているのではないのかということをお願いしておきます。

もちろん、選挙のさまざまな需要を高める、特に、主権者国民、有権者にきちんとした選挙の情報を提供するという意味でこのいったビデオの政見放送の持込みを拡大すること自身は前向きな取組だと思っておりますけれども、そうであれば、本案は参議院の選挙区選挙のみを対象としておりますが、参議院の比例代表選挙や、また知事選挙というのは検討はされたいと思っております。

○牧山参議院議員 お答え申し上げます。

参議院選挙区選挙以外の選挙におきましては、政見放送に手話通訳や字幕の少なくともどちらかは付与することができるといふこととされております。

具体的には、参議院比例代表選挙では手話通訳と字幕の付与が認められておまして、衆議院比例代表選挙や都道府県知事選挙では手話通訳の付与が認められております。また、衆議院小選挙区選挙では持込みビデオ方式が認められております。そのため、持込みビデオに手話通訳や字幕の付与が可能であります。

これに對しまして、参議院選挙区選挙におきましては、通常選挙では、全国の選挙区で行われるところ、手話通訳者が少ない地域があること、そして、字幕につきましても、これを付与する設備や技術的な対応についても困難があるとされておりますため、手話通訳と字幕のどちらも付与できないというのが現状でございます。

そこで、喫緊の課題として、参議院選挙区選挙におきまして、持込みビデオ方式を導入することによって政見放送に手話通訳また字幕を付与できることにすること、こういったことによりまして、障害などの有無にかかわらずできる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが必要であると考えまして、本法案を提出したという経緯でございます。

なお、比例代表選挙や都道府県知事選挙における持込みビデオ方式の導入につきましては、関係者の御意見も伺いつつ、引き続き検討する必要があると考えております。

○塩川委員 多くの有権者の方に候補者の政見が伝わり、有権者が政策の比較をできるようにするためにも、政見放送の改善は必要だと思っております。障害者の方々から義務化などを求める要望があるということも積極的に受けとめて取り組んでいきたいと思っております。

そこで、政見放送は有権者にとって接触をしやすい役割立つ情報源だということが、明るい選挙推進協会の調査などでも明らかになっております。前回、二〇一六年の参議院選挙で、有権者が触れた選挙運動の媒体というのは、第一位が掲示場に張られた候補者のポスターであり、第二位に候補者の政見放送、経歴放送が挙げられております。また、四番目には政党の政見放送もあり、また、有度が高い媒体として、第一位に候補者の政見放送、経歴放送のテレビなどがあり、三番目に、選挙公報に次いで、政党の政見放送が挙げられているわけです。

有権者が候補者の政見により多く触れ政策比較できるようにするには、放送時間が決まっている

テレビでの政見放送だけに限らず、インターネットの利用も考えられるわけです。我が党の提案もあって、選挙公報の選挙のホームページへの掲載が二〇一二年の総選挙から全ての選挙で行われるようになりました。また、本案では、NHKで録画した政見放送を民放でも放送してよいということが盛り込まれております。

そこで、お尋ねですけれども、候補者の政見動画を、選挙公報と同様に、選挙管理委員会ホームページで広く有権者に候補者情報を伝えるという工夫を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○西田(実)参議院議員 まず、先生御指摘のとおり、多くの国民の皆様が候補者の政見動画をより効果的に伝えるということは大変大事であるというふうに思います。

その上で、現状であります、立候補届出の際には、選挙運動のための一つのウェブサイト等のアドレスを記載できるとされておまして、国政選挙の際には、ホームページに、届出のあった候補者の、あわせてアドレスを掲載しております。そこをクリックすると候補者のサイトに飛ぶことができますわけで、この飛んだ先のウェブサイトでは自由に政見放送、候補者の動画等を掲載できるといふふうになっております。

その上で、御提案いただきました件ですが、選挙管理委員会のホームページに政見動画を載せるとなると、掲載順序や容量等の取扱について新たな掲載ルールが必要になる、あるいは技術的なトラブルで閲覧不能になるようなことがあつてはならないわけであります、そうすると選挙無効となるおそれもあります等々の課題があると思います、十分な検討が必要ではないかというふうに思っています。

○塩川委員 ぜひ、前向きな取組ということで、私たちも努力をしていきたいと思っております。そもそも、我が国の選挙制度や選挙運動、政治活動を規制している公職選挙法は、べからず集と

国民が主権者としてみずからの代表を選び、政治に積極的に参加していくためには、選挙制度や選挙運動の規制を見直すことが民主主義の発展のため不可欠であると思います。

国民、有権者が主権的に選挙、政治にかかわりやすくするために、根本的には、複雑な現行法を抜本的に変えて、国民の基本的権利である選挙運動の自由を保障すべきだ、このことを申し上げて、時間が参りましたので、終わります。

○平沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○平沢委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党を代表して、政見放送に係る公職選挙法改正案に反対の討論を行います。現行で、政見放送制度がある選挙は、衆議院小選挙区、比例代表、参議院選挙区、比例代表、都道府県知事となっており、そのうち衆議院小選挙区選挙だけが、スタジオ録画方式か持込みビデオ方式を選択できることとなっています。

本案は、参議院選挙区選挙の政見放送で、一定要件を満たす政党、確認団体の所属、推薦候補のみに持込みビデオ方式を認めるものです。

そもそも、現行では政見放送の主体が、衆議院小選挙区では候補者届出政党、参議院選挙区では候補者個人となっています。候補者個人を主体とする選挙に政党要件を持ち込むことは、選挙の性格にかかわりかねません。このことよって、現実には、市民と政党が共同して候補者を擁立することに困難をもちます。

また、政党の公認、推薦候補は品位保持できるが、公認、推薦を受けない候補者は全て品位保持できないとして持込みビデオ方式を認めないことに合理性があるのか、明らかにはなっていない。本案で、参院選挙区の政見放送にも手話通訳、

字幕の付与を可能とすることなども盛り込まれたことは重要です。

有権者にとって政見放送は接触しやすく役立つ情報源だということが、明い選挙推進協会の調査で明らかになっています。多くの主権者国民に候補者の政見が伝わり、有権者が政策の比較をできるようにするために、政見放送の改善は必要です。

我が国の選挙は、選挙期間に入ると候補者氏名が入ったビラが極端に減ったり、諸外国では当然の戸別訪問禁止といった、複雑でさまざまな規制があります。有権者が十分に政策比較できるとは言いがたいものです。

日本国憲法は、国民主権、議会制民主主義の基本理念のもと、主権者たる国民が政治に参加する手段として選挙制度を位置づけています。憲法上の権利行使にとって重要である選挙が正當に扱われるためにも、誰が立候補し、どのような公約を出しているのか、候補者情報に有権者にきちんと伝わる必要があります。

国民が主権者としてみずからの代表を選び、政治に積極的に参加していくため、べからず集と呼ばれる公職選挙法を抜本的に見直すことが求められています。

国民の基本的権利である選挙運動の自由を保障することは、民主主義の発展のため不可欠であるということ述べ、討論とします。

○平沢委員長 これにて討論は終局いたしました。

○平沢委員長 これより採決に入ります。

参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平沢委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十八分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第十四項中「次条第十四項」の下に「及び第百五十条第八項」を加える。

第百五十条第一項中「衆議院(小選挙区選出)議員の下に」又は「参議院(選挙区選出)議員」を加え、「候補者届出政党」を「それぞれ候補者届出政党又は参議院(選挙区選出)議員の候補者は」に改め、「政見」の下に「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては」を加え、「又は候補者届出政党」又は「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 候補者届出政党
- 二 参議院(選挙区選出)議員の候補者のうち、次に掲げる者
 - イ 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で次の(1)又は(2)に該当するものの同条第一項に規定する推薦候補者
 - (1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。
 - (2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若

しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

口 第二百一条の六第三項(第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で(1)又は(2)に該当するものの第二百一条の四第一項に規定する所属候補者

第百五十条第二項中「候補者届出政党」を「前項各号に掲げるもの」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「当該公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。)」を「それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は都道府県知事の候補者」に改め、同条第四項中「の放送」の下に「のうち衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党の放送」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三項」を「第一項の放送のうち参議院(選挙区選出)議員の選挙における候補者の放送又は第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、「候補者」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)」を加え、同条第六項中「前各号」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

- 6 参議院(選挙区選出)議員の候補者のうち第一項第二号イ又はロに掲げる者は、政令で定めるところにより、その者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(1)又は(2)に該当することを証する政令で定める文書を当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、

当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該選挙と同時に行われる参議院（比例代表選出）議員の選挙において、当該政党その他の政治団体が次に掲げる政党その他の政治団体である場合（政令で定める場合を除く）は、この限りでない。

一 第八十六条の三第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をした政党その他の政治団体
二 任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体
で同条第五項の規定による届出をしていないもの（同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。）

7 中央選挙管理会は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる政党その他の政治団体に関し必要な事項を、当該参議院（比例代表選出）議員の選挙と同時に行われる参議院（選挙区選出）議員の選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会）に通知しなければならない。

8 第一項第二号イ(1)に規定する衆議院議員又は参議院議員の数及び同号イ(2)に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九十七条の二第五項中「あらかじめ」を「その者を使用する前（その者を使用する前にこの項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合にあつては、その者に対して第二項の規定により報酬を支給する前）」に改める。

第二百一条の六第四項中「旨を」の下に「参議院（選挙区選出）議員の選挙に関する事務を管理する」を、「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会及び各合同選挙区都道府県の選挙管理委員

会）を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費としては、参議院議員の通常選挙について約五億三千万円の増加となる見込みである。